

資料1 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成8年7月16日〕
〔閣議口頭了解〕

改正 平成12年12月26日

1. 公益法人に対する指導監督の一層の適切化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を、各府省庁で統一かつ強力に推進するため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、全閣僚とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は内閣総理大臣が主宰する。
4. 会議は、その協議に必要な専門的事項について意見を求めるため、学識経験者等の参集を求めることができる。
5. 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
6. 会議の庶務は、総務省及び法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

(参 考)

公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議 幹事

内閣官房副長官補
 総務省大臣官房審議官
 法務省民事局長
 内閣府大臣官房長
 警察庁長官官房長
 防衛庁長官官房長
 金融庁総務企画局長
 総務省大臣官房長
 法務省大臣官房長
 外務省大臣官房長
 財務省大臣官房長
 文部科学省大臣官房長
 厚生労働省大臣官房長
 農林水産省大臣官房長
 経済産業省大臣官房長
 国土交通省大臣官房長
 環境省大臣官房長

資料2 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議の開催について

〔平成13年2月5日〕
〔内閣官房副長官補決裁〕

1. 公益法人に対する指導監督の一層の適切化等を総合的かつ効率的に推進するため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議を随時開催する。
2. 府省連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。
府省連絡会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 府省連絡会議は内閣官房内閣参事官を議長とする。
4. 府省連絡会議の庶務は、総務省大臣官房管理室及び法務省民事局の協力を得て、内閣官房において処理する。

(別 紙)

内閣官房内閣参事官
総務省大臣官房管理室長
総務省大臣官房参事官
総務省大臣官房管理室公益法人行政推進室長
法務省民事局参事官
内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房総務課長
防衛庁長官官房文書課長
金融庁総務企画局総務課長
総務省大臣官房総務課長
法務省大臣官房秘書課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房文書課長
文部科学省大臣官房総務課長
厚生労働省大臣官房総務課長
農林水産省大臣官房文書課長
経済産業省大臣官房政策評価広報課長
国土交通省大臣官房総務課長
環境省大臣官房総務課長

資料3 公益法人の設立許可について

〔平成7年3月29日〕
公益法人等指導監督連絡会議決定

1. 今後、公益法人の設立の許可を行う際には、公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せの徹底を図るとともに、下記の要領によるものとする。
 - (1) 公益法人の設立に当たって、基本財産の造成又は事業費等の確保のため、許認可の対象となる業界団体、企業に対し強制的なものであると解されるような寄附の斡旋及び協力要請を行うことは自粛するものとする。
 - (2) 国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している新規の公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制するものとする。
 - (3) 新設される公益法人の許可に際して、公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制するものとする。

2. 公益法人の透明性を確保し、そのより一層適正な運営を期するため、公益法人等指導監督連絡会議の庶務を担当する総理府は、毎年、公益法人に関し、新設・解散件数、指定法人としての指定件数、役職員及び事業の全体の状況等を取りまとめ、閣議に報告するものとする。

資料4 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

〔平成8年9月20日〕
閣議決定
改正 平成9年12月16日

1. 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
2. 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
3. また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
4. 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成することとする。

(別紙1)

公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

- (1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の

2分の1以上であるようにする。

- ①当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
 - ②事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
 - ③営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。
- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
- ①事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ②新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。
- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。
- (6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

①規 模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

②業 種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

3. 名 称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

4. 機 関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ①理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ②社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(2) 監事

- ①監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ②監事は理事を兼ねないこと。
- ③監事に関し、前記(1)－②～④、⑥を準用すること。

(3) 社団法人の総会

- ①社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ②社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(4) 評議員及び評議員会

- ①財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ②評議員は、理事会で選任すること。
- ③評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④評議員及び評議員会に関し、前記(1)－①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(5) 事務局及び職員

- 当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基

礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。
- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。
- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。
 - ①財団法人における基本財産
 - ②公益事業を実施するために有している基金
 - ③法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ①上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ②財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
 - ①定款又は寄附行為
 - ②役員名簿

③（社団法人の場合）社員名簿

④事業報告書

⑤収支計算書

⑥正味財産増減計算書

⑦貸借対照表

⑧財産目録

⑨事業計画書

⑩収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1) に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分できない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(別紙2)

公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

1. 検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 委託等を行う事務の基本的内容及び事務の委託等を行うことのできる公益法人の基準が法律で定められていること。
- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (3) 委託等を受ける公益法人は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）によって指定されていること。
- (4) 委託等された事務に関わる公益法人の役職員については、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- (5) 委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を上回らないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2. 検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 推薦等が法令に基づくものであること。
- (2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。
- (3) 推薦等された検査等及びこれを行う公益法人は、法令によって指定されていること。
- (4) 推薦等された検査等の事務に関わる公益法人の役職員については、その検査等を適正に行うために必要な職務規定が定められていること。
- (5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- (6) 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

3. 行政の関与等

- (1) 公益法人が行う検査等に対して各官庁が関与を行うものは、上記1. 又は2. の要件を満たすものに限るものとする。
- (2) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、行政が関与していると認識されるような表現を公益法人が使用することを禁止する。
- (3) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、各官庁及び特殊法人等が、公益法人が行っている検査等の結果を、融資や許認可等の際の条件とすることを禁止する。

4. 経過措置

各官庁は、上記1. ～3. について必要な措置を、平成12年度末までに行うものとする。

資料5 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

〔平成8年12月19日〕
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ
 改正 平成9年12月16日
 同 10年12月4日
 同 12年12月26日

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

(別 紙)

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

(基 準)

1. 目 的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(運用指針)

(1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。

本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適當という意味

である。

- (2) 公益法人は、本文 (1)、(2) については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文 (3) については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文 (2) については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4. の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの（例えば、本文 (1) ～ (3) に該当するものを目的としているもの）に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するような目的に変更することが不可能な場合には、本基準8. 経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

- (1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。
- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
 - ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
 - ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。

公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない（本基準1. 参照）。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。

- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。

- (3) 本文 (1)－①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。

公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、(管理部門の) 役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の

強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)－①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)－①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額(支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。)の2分の1以上である必要がある(なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。)

- (4) 本文(1)－①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大(又は、このような事業以外への支出を削減)するように指導する必要がある。
- (5) 本文(1)－②について、「事業内容が……具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1)－③について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

(基準)

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
 - ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(運用指針)

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
 - ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合
 の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2)－①の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)

対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。

- (4) 本運用指針(2)－②の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)～(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以

下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
- (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。
- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

- ① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- ② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
 - ii) 高利の融資事業
 - iii) 経営が投機的に行われる事業
- ③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。
- 公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。
- ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合っただけで公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。
- ④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社(公団)」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合には、そのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- (1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

（運用指針）

(1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及ぶ。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上10人以内 25人以上30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第

三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。) ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信任の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

ここでいう「所管する官庁の出身者」とは、以下の要件をすべて満たす者を指す。

- ① 本省庁課長相当職以上（教育職、研究職、医療職は除く。）を経験
- ② その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁（官庁の組織変更があった場合は、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。）
- ③ 退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任（公務員を退職後5年以上を経ており、この間、当該公益法人の職員に就いていた者を除く。）

官房付等で退職した者の場合は、前職で判断することとし、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等を含む。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等

の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

(7) 理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があり、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったときは、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要があろう。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

(基 準)

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)－②～④、⑥を準用すること。

(運用指針)

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する（「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）。

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

(基準)

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

- (1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。
- (2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。
- (3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない（民法第38条、69条）。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)―①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

- (1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等

の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。

評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

(2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別な事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。

また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。

(3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。

(4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

(基準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

(1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。

(2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

(1) 公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として昭和52年3月に公益法人監督事務連絡協議会により、公益法人会計基準が決定されたが、昭和60年10月、連絡会議において改正が行わ

れ、昭和62年度から実施している。

- (2) そこで、会計基準自体に定める例外を除き、すべての公益法人においてこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。

(基準)

(2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

(3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団法人にあっては会費に、財団法人にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。

- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

- (2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- ① 価値の変動が著しい財産……株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
- ② 客観的評価が困難な財産……美術品、骨董品等
- ③ 減価する財産……建築物、建造物等減価償却資産
- ④ 利子又は利用価値を生じない財産……現金、当座預金、事務所用施設
- ⑤ 換金の容易な財産……普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
- ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法……融資

- (3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々を経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。
- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6. 参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

(基準)

(6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人が手持又は通常収入では賄えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。
- (2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、
 - ① 確実な返済計画はあるか
 - ② 借入先及び利息は適切か
 - ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
 - ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
 等について、十分な検討が必要と考えられる。
- (3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。

また、当初予算に計上されておらず、年度途中で長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合

においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とするべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

(基準)

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

(運用指針)

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。
- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとするを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

(基準)

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。
また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければならない。
- (2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
 - ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附

されたものも含む。

- (3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。
- (5) 本文（1）－①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (6) 本文（1）の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。
- ① 名称
 - ② 事務所の所在地
 - ③ 資本金等
 - ④ 事業内容
 - ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
 - ⑥ 従業員の数
 - ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑧ 保有する理由
 - ⑨ 当該株式等の入手日
 - ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。

当該株式等を保有している間においては、上記（6）の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

（基準）

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
- ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿
 - ③ （社団法人の場合）社員名簿
 - ④ 事業報告書
 - ⑤ 収支計算書
 - ⑥ 正味財産増減計算書
 - ⑦ 貸借対照表
 - ⑧ 財産目録

⑨ 事業計画書

⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1) に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

(2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。

① 定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿：可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと

② 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録：当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置くこと

③ 事業計画書、収支予算書：当該事業年度の開始後、原則として、3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと

(3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。

① 名称

② 所管する部局（担当局担当課等）の名称

③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号

④ 設立年月日

⑤ 代表者職名・氏名

⑥ 主な目的・事業

(4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準（1）に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。

なお、所管官庁においては、少なくとも上記（2）で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。

(5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。

(基準)

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

(1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

(2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項（業界団体の理事構成、互助会の事業内容等）については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分できない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

(1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。

(2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの（株式保有等を事業としているもの等を含む。）の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総務省に提出する。

- ① 当該公益法人を所管する部局の名称
 - ② 当該公益法人の名称
 - ③ 当該営利企業の名称
 - ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑤ 保有する理由
 - ⑥ 当該株式等の入手日
 - ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (4) 上記（3）の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。
- (5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6－(6)の規定に従うものとする。

(基 準)

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基 準)

(6) 2－(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。

附 則（平成12年12月26日一部改正）

この申合せは、平成13年1月6日から施行する。

資料6 公益法人会計基準

〔昭和60年9月17日〕
公益法人指導監督連絡会議決定

第1 総則

1 目的及び適用範囲

- (1) この会計基準は、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された公益法人(以下「公益法人」という。)の会計についてその拠るべき基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。
- (2) この会計基準は、公益法人が行う事業のうち、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することがより合理的な事業については、これを適用しない。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、収支予算書、会計帳簿及び計算書類(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って正しく記帳しなければならない。
- (3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて収支及び財産の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (4) 会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 収支予算書及び計算書類の科目

収支予算書及び計算書類の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

第2 収支予算書

1 収支予算書の内容

収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 収支予算書の構成

収支予算書は、収入予算及び支出予算から構成されるものとする。

なお、借入金限度額及び債務負担額については、これを収支予算書に注記するものとする。

3 収支予算書の作成

収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

4 収支予算書の様式

収支予算書は、様式1(略)に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式7(略)に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第3 会計帳簿

1 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

2 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
- (3) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (4) 固定資産台帳
- (5) 基本財産明細帳
- (6) 会費明細帳

3 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

第4 収支計算書

1 収支計算書の内容

収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 収支計算書の構成

収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。

この場合において予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を収支計算書の備考欄に注記するものとする。

3 収支計算書の様式

収支計算書は、様式2（略）に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式8（略）に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第5 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

ただし、正味財産の増減がきわめて少額である場合等相当な理由があるときは、正味財産増減計算書を省略することができる。この場合においては、当該項目及び金額を様式5の7（略）に準じ注記しなければならない。

2 正味財産増減計算書の構成

正味財産増減計算書は、資産及び負債の各科目別に増加額及び減少額を記載して当期正味財産増加額（減少額）を求め、これに前期繰越正味財産額を加算して期末正味財産合計額を表示しなければならない。

ただし、資産及び負債の各科目別に増加額及び減少額を記載する方法に代えて、当期正味財産増加額（減少額）の発生原因を示す方法を用いることができる。

3 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式3-1（略）（前項ただし書きの方法を用いる場合にあっては様式3-2（略））に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、

様式9-1（略）（又は様式9-2（略））に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第6 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分ち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

3 資産の貸借対照表価額

資産の貸借対照表価額は、取得価額又はこの額から相当の減価額を控除した額とする。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。

4 正味財産

(1) 正味財産の部には、基本金及び当期正味財産増加額（減少額）を内書として記載するものとする。

(2) 基本金は、当該法人が基本財産と定めた資産の合計額をいう。

5 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式4（略）に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式10（略）に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式6（略）に準じ作成するものとする。

第8 計算書類の注記

1 計算書類には、次の事項を注記しなければならない。

(1) 資産評価の方法、固定資産の減価償却、引当金の計上基準、資金の範囲等計算書類の作成に関する重要な会計方針

(2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額

(3) 基本財産の増減額及びその残高

(4) 担保に供している資産

(5) 次期繰越収支差額の内容

(6) 固定資産について直接法によって減価償却を行っている場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(7) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする法人の場合を除く。）

(8) 正味財産増減計算書を省略する場合又は正味財産増減計算書の作成に当たり、第5の2のただし書きの方法を用いる場合にあっては、資産及び負債の重要な科目別増加額及び減少額

(9) その他公益法人の収支及び財産の状況を明らかにするために必要な事項

2 注記事項の記載様式

計算書類に対する注記事項は、様式5（略）に準じ記載するものとする。

第9 書類の保存

公益法人の収支予算書、会計帳簿及び計算書類は、最低10年間保存しなければならない。

第10 会計処理規程

公益法人は、この会計基準に基づき、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、予算の流用に関する事項等会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作らなければならない。

資料7 会計基準の適用状況別法人数

〔全体〕

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		公益法人会計 基準を完全適用	公益法人会計 基準を一部適用	企業会計 基準を適用	その他
国所管	7,009	6,171	690	89	59
都道府県所管	18,987	13,109	3,702	667	1,509
合計	25,825	19,132	4,373	753	1,567

(注) 共管重複分を除く実数。

〔国所管〕

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		公益法人会計 基準を完全適用	公益法人会計 基準を一部適用	企業会計 基準を適用	その他
内閣府	91	83	7	1	0
警察庁	52	49	3	0	0
防衛庁	22	17	5	0	0
金融庁	145	136	8	0	1
総務省	324	287	33	2	2
法務省	137	132	5	0	0
外務省	232	204	19	3	6
財務省	709	697	10	2	0
文部科学省	1,939	1,761	147	9	22
厚生労働省	1,234	1,036	159	25	14
農林水産省	465	431	31	2	1
経済産業省	860	766	86	7	1
国土交通省	1,185	940	195	38	12
環境省	92	77	12	3	0
国合計	7,009	6,171	690	89	59

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

〔本省庁所管〕

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		公益法人会計 基準を完全適用	公益法人会計 基準を一部適用	企業会計 基準を適用	その他
内閣府	91	83	7	1	0
警察庁	52	49	3	0	0
防衛庁	22	17	5	0	0
金融庁	55	54	1	0	0
総務省	243	217	23	2	1
法務省	137	132	5	0	0
外務省	232	204	19	3	6
財務省	62	61	1	0	0
文部科学省	1,939	1,761	147	9	22
厚生労働省	761	633	96	21	11
農林水産省	465	431	31	2	1
経済産業省	860	766	86	7	1
国土交通省	602	544	43	13	2
環境省	92	77	12	3	0
本省庁合計	5,152	4,601	449	58	44

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

〔地方支分部局所管〕

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		公益法人会計 基準を完全適用	公益法人会計 基準を一部適用	企業会計 基準を適用	その他
金融庁支部局	90	82	7	0	1
総務省支部局	81	70	10	0	1
財務省支部局	647	636	9	2	0
厚生労働省支部局	473	403	63	4	3
国土交通省支部局	584	397	152	25	10
支部局合計	1,865	1,578	241	31	15

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

付属資料

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法	人	数	会計基準の適用状況別法人数					その他
				公益法 基準を完 全適用	公益法 基準を一 部適用	計人会 計会 計用基 準を適 用	企業業 基準を 適用	計 用	
北海道知事			744		527		139	35	43
青森県知事			264		141		96	10	17
岩手県知事			265		169		62	17	17
宮城県知事			276		182		55	10	29
秋田県知事			217		144		48	7	18
山形県知事			221		157		44	9	11
福島県知事			308		213		50	14	31
茨城県知事			315		221		72	5	17
栃木県知事			257		190		57	3	7
群馬県知事			302		184		104	3	11
埼玉県知事			410		331		58	11	10
千葉県知事			391		307		45	18	21
東京都知事			588		486		86	8	8
神奈川県知事			515		391		74	15	35
新潟県知事			367		324		22	5	16
富山県知事			229		145		69	12	3
石川県知事			294		182		55	26	31
福井県知事			263		151		68	12	32
山梨県知事			173		111		46	6	10
長野県知事			323		280		33	5	5
岐阜県知事			287		168		86	19	14
静岡県知事			366		266		77	10	13
愛知県知事			472		393		47	13	19
三重県知事			215		135		54	5	21
滋賀県知事			238		180		43	2	13
京都府知事			333		252		49	12	20
大阪府知事			730		518		127	43	42
兵庫県知事			425		389		23	10	3
奈良県知事			250		141		48	7	54
和歌山県知事			199		75		57	7	60
鳥取県知事			167		108		42	8	9
島根県知事			246		161		46	11	28
岡山県知事			351		226		76	15	34
広島県知事			395		231		71	20	73
山口県知事			329		220		61	14	34
徳島県知事			174		90		47	11	26
香川県知事			198		118		38	12	30
愛媛県知事			195		133		34	22	6
高知県知事			268		149		83	15	21
福岡県知事			487		374		67	15	31
佐賀県知事			173		91		43	13	26
長崎県知事			285		193		51	11	30
熊本県知事			213		149		46	6	12
大分県知事			252		133		60	9	50
宮崎県知事			228		154		34	15	25
鹿児島県知事			256		195		28	17	16
沖縄県知事			205		168		29	3	5
知事合計			14,659		10,246		2,750	576	1,087
北海道教育委員会			152		150		0	2	0
青森県教育委員会			108		53		46	1	8
岩手県教育委員会			71		35		26	1	9
宮城県教育委員会			75		38		32	0	5
秋田県教育委員会			55		10		30	2	13
山形県教育委員会			126		63		45	3	15
福島県教育委員会			89		82		2	0	5
茨城県教育委員会			44		35		6	1	2
栃木県教育委員会			82		60		9	0	13
群馬県教育委員会			64		58		3	1	2
埼玉県教育委員会			53		45		6	2	0
千葉県教育委員会			88		59		25	0	4
東京都教育委員会			313		281		24	4	4
神奈川県教育委員会			142		136		4	1	1
新潟県教育委員会			89		54		13	5	17
富山県教育委員会			59		37		13	4	5
石川県教育委員会			81		52		20	3	6
福井県教育委員会			54		12		35	4	3
山梨県教育委員会			53		33		11	1	8
長野県教育委員会			149		60		33	5	51
岐阜県教育委員会			80		61		13	1	5
静岡県教育委員会			251		149		73	1	28
愛知県教育委員会			111		93		13	2	3
三重県教育委員会			78		51		10	1	16
滋賀県教育委員会			82		48		22	0	12
京都府教育委員会			200		108		68	2	22
大阪府教育委員会			210		180		19	5	6
兵庫県教育委員会			185		147		16	10	12
奈良県教育委員会			68		37		29	0	2
和歌山県教育委員会			113		73		15	1	24
鳥取県教育委員会			46		28		14	2	2
島根県教育委員会			68		48		12	1	7
岡山県教育委員会			76		58		18	0	0
広島県教育委員会			103		59		38	3	3
山口県教育委員会			87		38		30	1	18
徳島県教育委員会			36		19		11	3	3
香川県教育委員会			75		38		33	1	3
愛媛県教育委員会			80		55		25	0	0
高知県教育委員会			50		38		12	0	0
福岡県教育委員会			171		95		17	8	51
佐賀県教育委員会			52		16		33	3	0
長崎県教育委員会			44		44		0	0	0
熊本県教育委員会			51		36		13	1	1
大分県教育委員会			39		14		4	3	18
宮崎県教育委員会			41		19		20	0	2
鹿児島県教育委員会			76		47		21	0	8
沖縄県教育委員会			59		41		9	3	6
教育委員会合計			4,479		2,993		971	92	423

資料8 公認会計士・税理士の関与状況別法人数

〔全体〕

所管官庁	法人数	公認会計士・税理士の関与状況別法人数				
		関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	役員
国所管	7,009	2,741	1,755	612	1,670	914
都道府県所管	18,987	12,545	1,140	1,545	3,508	1,098
合計	25,825	15,157	2,881	2,151	5,159	2,009

(注)複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

〔国所管〕

所管官庁	法人数	公認会計士・税理士の関与状況別法人数				
		関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	役員
内閣府	91	30	25	10	27	11
警察庁	52	16	24	3	6	7
防衛庁	22	7	12	0	4	3
金融庁	145	89	34	1	15	13
総務省	324	107	113	36	80	34
法務省	137	79	18	10	31	4
外務省	232	64	87	21	69	26
財務省	709	355	33	15	46	273
文部科学省	1,939	634	574	214	466	279
厚生労働省	1,234	570	265	132	290	94
農林水産省	465	183	106	43	148	26
経済産業省	860	212	369	70	227	90
国土交通省	1,185	472	289	74	388	90
環境省	92	23	29	11	29	13
国合計	7,009	2,741	1,755	612	1,670	914

(注)複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

〔本省庁所管〕

所管官庁	法人数	公認会計士・税理士の関与状況別法人数				
		関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	役員
内閣府	91	30	25	10	27	11
警察庁	52	16	24	3	6	7
防衛庁	22	7	12	0	4	3
金融庁	55	9	32	1	8	11
総務省	243	46	104	33	72	33
法務省	137	79	18	10	31	4
外務省	232	64	87	21	69	26
財務省	62	12	28	3	13	14
文部科学省	1,939	634	574	214	466	279
厚生労働省	761	223	242	100	220	88
農林水産省	465	183	106	43	148	26
経済産業省	860	212	369	70	227	90
国土交通省	602	162	216	39	214	56
環境省	92	23	29	11	29	13
本省庁合計	5,152	1,609	1,646	530	1,384	612

(注)複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

〔地方支分部局所管〕

所管官庁	法人数	公認会計士・税理士の関与状況別法人数				
		関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	役員
金融庁支部局	90	80	2	0	7	2
総務省支部局	81	61	9	3	8	1
財務省支部局	647	343	5	12	33	259
厚生労働省支部局	473	347	23	32	70	6
国土交通省支部局	584	311	73	35	174	34
支部局合計	1,865	1,136	110	82	290	302

(注)複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	公認会計士・税理士の関与状況別法人数						
	法 人 数	関 与 な し	公 認 会 計 士 監 査	会 計 業 務 依 頼	経 理 指 導	相 談 役	員
北海道知事	744	511	53	55	136	40	
青森県知事	264	193	9	19	47	7	
岩手県知事	265	200	7	15	40	7	
宮城県知事	276	189	16	13	52	8	
秋田県知事	217	151	16	12	40	17	
山形県知事	221	169	8	19	31	8	
福島県知事	308	209	16	30	62	9	
茨城県知事	315	198	17	27	67	18	
栃木県知事	257	203	10	15	31	4	
群馬県知事	302	190	18	40	45	16	
埼玉県知事	410	225	37	40	89	38	
千葉県知事	391	244	20	35	90	18	
東京都知事	588	318	71	40	181	47	
神奈川県知事	515	295	38	55	126	23	
新潟県知事	367	263	14	25	59	18	
富山県知事	229	167	7	9	44	4	
石川県知事	294	207	13	22	54	9	
福井県知事	263	200	2	18	28	20	
山梨県知事	173	113	14	21	33	10	
長野県知事	323	167	15	55	102	8	
岐阜県知事	287	208	15	15	47	8	
静岡県知事	366	220	11	39	95	27	
愛知県知事	472	291	25	53	93	33	
三重県知事	215	134	21	20	37	22	
滋賀県知事	238	170	11	4	49	5	
京都府知事	333	169	34	58	67	38	
大阪府知事	730	356	84	78	198	47	
兵庫県知事	425	254	25	42	99	18	
奈良県知事	250	187	9	14	38	14	
和歌山県知事	199	144	5	16	40	3	
鳥取県知事	167	136	2	6	20	3	
島根県知事	246	176	12	9	45	7	
岡山県知事	351	252	24	22	53	11	
広島県知事	395	271	15	32	60	25	
山口県知事	329	255	8	18	44	10	
徳島県知事	174	133	8	13	20	2	
香川県知事	198	135	7	19	23	17	
愛媛県知事	195	137	11	15	32	3	
高知県知事	268	211	13	15	28	6	
福岡県知事	487	317	27	61	77	29	
佐賀県知事	173	115	5	13	40	8	
長崎県知事	285	213	11	15	45	5	
熊本県知事	213	153	8	17	29	11	
大分県知事	252	173	14	27	46	8	
宮崎県知事	228	152	6	14	56	9	
鹿児島県知事	256	157	13	26	59	29	
沖縄県知事	205	152	10	11	27	8	
知事合計	14,659	9,683	835	1,237	2,824	735	
北海道教育委員会	152	104	8	9	23	20	
青森県教育委員会	108	89	3	4	10	2	
岩手県教育委員会	71	49	2	2	15	4	
宮城県教育委員会	75	44	5	5	17	5	
秋田県教育委員会	55	45	2	0	7	1	
山形県教育委員会	126	97	4	3	18	8	
福島県教育委員会	89	64	5	6	14	5	
茨城県教育委員会	44	29	1	2	11	1	
栃木県教育委員会	82	51	2	7	20	3	
群馬県教育委員会	64	49	1	4	8	3	
埼玉県教育委員会	53	19	7	3	8	21	
千葉県教育委員会	88	43	10	7	28	11	
東京都教育委員会	313	172	29	23	69	47	
神奈川県教育委員会	142	99	11	13	8	12	
新潟県教育委員会	89	64	3	7	13	3	
富山県教育委員会	59	38	4	6	9	2	
石川県教育委員会	81	60	4	4	11	2	
福井県教育委員会	54	42	2	3	3	4	
山梨県教育委員会	53	35	6	4	7	5	
長野県教育委員会	149	95	12	15	27	10	
岐阜県教育委員会	80	48	7	5	14	9	
静岡県教育委員会	192	124	13	13	28	9	
愛知県教育委員会	111	61	11	5	23	15	
三重県教育委員会	78	49	5	10	13	4	
滋賀県教育委員会	82	59	1	4	11	8	
京都府教育委員会	200	116	19	26	45	20	
大阪府教育委員会	210	103	19	25	44	27	
兵庫県教育委員会	185	103	21	14	40	21	
奈良県教育委員会	68	49	4	2	11	2	
和歌山県教育委員会	113	94	0	6	9	8	
鳥取県教育委員会	46	34	2	4	8	1	
島根県教育委員会	68	38	9	7	16	4	
岡山県教育委員会	76	54	10	3	4	5	
広島県教育委員会	103	49	6	11	30	22	
山口県教育委員会	87	73	4	2	6	2	
徳島県教育委員会	36	27	3	2	4	0	
香川県教育委員会	75	42	3	4	15	11	
愛媛県教育委員会	80	59	4	6	12	4	
高知県教育委員会	50	47	0	3	0	0	
福岡県教育委員会	171	124	22	5	16	9	
佐賀県教育委員会	52	40	1	5	6	0	
長崎県教育委員会	44	31	8	2	3	3	
熊本県教育委員会	51	36	5	3	3	4	
大分県教育委員会	39	27	5	2	5	1	
宮崎県教育委員会	41	30	4	3	4	1	
鹿児島県教育委員会	76	33	8	10	23	17	
沖縄県教育委員会	59	40	3	6	9	2	
教育委員会合計	4,479	2,946	318	315	728	378	

資料9 行政改革大綱（抜粋）

〔平成12年12月1日〕
閣議決定

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記（1）の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

（ア）国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

（イ）国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

（ウ）官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記（1）、（2）の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について（平成8年9月20日閣議決定）の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方

の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

資料 10 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕
閣議決定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

資料 11 公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）

〔平成 14 年 8 月 2 日〕
行政改革推進本部報告

1 公益法人制度の抜本的改革の必要性

(1) 我が国の公益法人（民法第 34 条の規定により設立される社団法人及び財団法人をいう。以下同じ。）制度は明治 29 年の民法制定以来 100 余年にわたる歴史を有しているが、この間、制度の抜本的な見直しは行われてこなかった。その一方で学校法人等の特別法に基づく公益を担う法人制度が多数創設されてきている。

また最近では、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が制定され、比較的広い分野で活発に活動を展開しつつある。さらに、非営利非公益法人制度が存在しなかった民法の問題点を補って中間法人法が整備された。しかし、制度論としてはかえって複雑になったとの指摘もある。

(2) 一方、今後の我が国社会において民間非営利活動が果たすべき役割はますます重要となり、公益法人は、これら非営利（※）の活動を担う代表的な主体として、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかし、公益法人制度に関しては、その運営、指導監督、ガバナンスなどの在り方について、次のような批判がしばしば見受けられ、制度の廃止も含めて検討すべきではないかとの意見もあるところである。

ア 主務官庁の自由裁量による許可主義を採用しているため、法人設立が簡便ではない。また、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり、極めて煩雑である。

イ 公益性の判断基準が不明確であり、かつ、行政が自由裁量で判断するのは良くない。

ウ 主務官庁による一般的な指導監督権限を背景に、不祥事が発生するたびに指導監督が強化されてきたが、こうした事前規制の仕組みが限界に来ている。

エ 公益法人への公務員のいわゆる「天下り」が多く、その公益法人への検査、検定等の行政事務の委託等により、民間企業や個人の活動が著しく阻害されている事例が多数見受けられる。

オ 現状のディスクロージャー（業務・財務等の資料の開示）は、インターネットの活用等の改善もなされているが、その内容が分かりにくい、あるいは法的根拠を持たないガイドラインに基づく制度のため必ずしも徹底されない等の問題がある。

カ 公益性を時代や法人活動の変化に即して柔軟に見直す仕組みがなく、公益法人の中には公益法人といえない、営利法人や中間法人に本来的に分類されるべき性格のものが混在している。

キ 財団法人については、低金利時代に運営が困難になっており、また社団化しつつあるものも見受けられる。財団法人制度の抜本的改革が必要である。

※「非営利」とは、剰余金を構成員に分配することを目的としないことをいう（以下同じ）。

(3) 営利法人の基本法である商法が、コーポレートガバナンス（企業統治）の観点から、近年数次

にわたる大幅な見直しが行われていること、NPO法及び中間法人法の国会審議の際の附帯決議において、公益法人制度の見直しについても言及されていることも踏まえれば、いまや公益法人制度そのものについて関連制度も含めて抜本的かつ体系的な見直しを行い、真に時代の要請にこたえ得る非営利法人制度の基本的制度として再構築することが必要である。

- (4) この場合、現行のNPO法は民法の特別法としても独特の存在であるので、新たな基本的制度の中に発展的に解消される可能性が高いと考えられる。

2 非営利法人制度のあるべき姿

非営利法人制度のあるべき姿としては、次のようなものが求められる。

- (1) 簡便な方法で法人が設立できる。(簡便性)
- (2) 「公益性の判断」がされる場合は、その基準ができるだけ客観的かつ明確な形で示されている。(客観性)
- (3) 民間の自主性を尊重する観点から、法人の設立や活動への行政の関与が最小化されている。(自律性)
- (4) 法人運営やその活動の姿が広く国民に分かりやすいものとなる。(透明性)
- (5) 時代の変遷や活動内容の変化に応じ、法人の位置付け等が柔軟に見直される。(柔軟性)

3 非営利法人制度改革の方向

非営利法人制度のあるべき姿を踏まえ、公益法人制度改革の方向性に関し、法人類型、法人格取得、公益性判断、適正運営の確保という4つの視点について、それぞれ複数の選択肢を示す。

なお、現行の財団法人制度については、①基本財産を持った非営利の法人とすること、②公益信託制度を改革してその中に取り込むこと、などが方向性として考えられる。

(1) 法人類型

法人類型としては、次の2通りの改革パターンが想定されるが、法人設立が簡便であり、より抜本的かつ体系的な見直しとなる改革パターン①を基本検討パターンとして検討する。しかし、議論を深める上で有益であるので、改革パターン②も参考パターンとして併せて検討することとする。

ア 公益法人と中間法人という類型を「非営利法人（仮称）」という一つの類型にまとめる。(改革パターン①)

イ 非営利法人を2類型に分け、公益性を有するものは「非営利・公益法人（仮称）」という類型とし、非営利非公益の法人（現行の中間法人）は、新制度においても「中間法人（仮称）」という類型とする。(改革パターン②)

(2) 法人格取得

ア 改革パターン①の場合、法人格の取得は登記のみによることとする（準則主義）。

イ 改革パターン②の場合、「非営利・公益法人（仮称）」は行政庁の認証により法人格を取得し（認証主義）、「中間法人（仮称）」は登記のみによることとする（準則主義）。

(3) 公益性の判断

改革パターン①の場合、法人格の取得とは別の問題として、公益性判断の要否が問題となり、ア又はイの選択が必要である。

ア 法人制度上公益性判断の仕組みを設けない。この場合、公益性の判断は税法の適用についてのみ行われることとなる。

イ 法人制度上、公益の概念を取り入れ、法人の公益性を個別に判断する仕組みとする。この場合、公益性の判断は次の方法のいずれかによることとする。

①定款に公益の要件（不特定多数の者の利益を図ること、剰余金を構成員に分配しないこと、残余財産は類似公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附すること）を定めた場合には、非営利公益法人を称することが出来ることとする。ただし、税法の適用は税務当局の判断で行われる。

②公益性の判断を、主務官庁制の弊害を排除した上で、行政庁の認証によって行うこととする。

この場合、法人設立時の申請により認証する制度と、非営利法人としての一定期間の活動実績で判断し認証する制度が考えられる。

※ イの場合、公益について法律上可能な限り明確に定義することが必要と考えられる。

また、公益性の認証等を受けた法人について、公益目的の遂行を制度上担保する仕組み（日頃の活動や支出への一定の制限、特別のガバナンス等）や、公益性の認証等が取り消された場合の解散時の残余財産の取扱い等を検討する必要がある。

※ 改革パターン②の場合も同様に、公益について法律上可能な限り明確に定義すること、公益目的の遂行を制度上担保する仕組みを検討することが必要である。

また、公益性を有することをもって法人格を取得しているため、設立後に公益性が失われた場合には、法人格そのものを取り消すこと（又は、財産承継に伴い不当な利得が生じないように、移行に関し公平かつ合理的なシステムを構築した上で、他法人類型へ移行させること）が考えられる。

(4) 適正運営の確保

ア セルフ・ガバナンス（法人の自治制度）の確立

①行政の関与を最小化し法人のガバナンスを強化する。

具体的には、理事、監事や社員等の権限、責任や相互の牽制機能等を法制上明確化すること（罰則の在り方も併せて検討する必要がある。）、営利法人並みのガバナンスを求めること（社員による代表訴訟等の可否も検討する必要がある。）が考えられる。

さらに公益性の確保という観点から、例えば、寄附者や市民による監査請求、理事の公益遂行義務の明確化等の特別のガバナンスを求めることも考えられる。

②現行の財団法人の基本財産取崩しや資産運用については、指導監督で制約が設けられているが、新しい制度で基本財産を持った非営利の法人の制度を採用した場合、自己責任に基づく自律的な運営を促す観点（法人運営の安定性や継続性は法人自らの責任に委ねるべき）から、こうした制約を緩和ないし廃止することも考えられる。

イ ディスクロージャー制度の確立

- ①利害関係人等を対象としたディスクロージャーを法制化することが考えられる。
- ②さらに、法人の目的・事業の公益性や、活動が寄附等で支えられる等の観点に着目し、国民一般に対し誰もが分かりやすい形でのディスクロージャーを求める仕組みを検討することも考えられる。

ウ 事後チェック主義への転換等

不祥事の未然防止には限界があることから、事前の指導監督ではなく事後的チェックで規律する「事後チェック主義」へ転換すべきであるとの意見がある。この場合、法人格取得の方式に応じ次のように考えられる。

①準則的に法人格が取得できる場合

現行の中間法人と同様、裁判所が利害関係人等の請求により、解散命令等を行う（制度としての機動性が課題）。

②法人の設立に当たって行政庁が認証を行う場合

現行のNPO法人と同様に当該行政庁が法律の規定に従って報告徴収、改善命令等を行った上で、法人格取消し等を行う。

(5) 税制上の措置

今後、新たな法人制度の姿に対応した税制上の措置の在り方について、課税の公平性・公正性を踏まえつつ、「公益法人制度等改革大綱（仮称）」策定の時期（平成14年度中）を目途に基本的な方向が示されるよう、財務省、総務省等関係府省においても検討を進めていく必要がある。その際、租税を減免する措置を講ずるにふさわしい要件やそれを担保する仕組み等について根本に立ち返った検討を行うべきである。

なお、法人制度の改革パターンからみた場合の税制上の論点の例は以下のとおりである。

ア 改革パターン①の場合

- ①法人制度上、公益性の判断を行わない場合、非営利法人やその活動のうち公益性の観点から一定の基準に該当するものを他と区分し、税制上優遇する仕組みを設定することについて検討が必要である。
- ②定款に公益の要件を定め、非営利公益法人を称することができることとした場合、設立手続に着目すれば現行中間法人と同様と考えられるが、他方、活動目的等に着目すれば現行のNPO法人と同様と考えられる。何に着眼して税制上の措置を行うか検討が必要である。
- ③公益性の判断を行政庁の認証によって行う場合、その認証について現行のNPO法人と同様に税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる際はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要である。

イ 改革パターン②の場合

- ①「非営利・公益法人（仮称）」は、法人の性格としては現行のNPO法人と同様と考えられる。その認証について現行と同様、税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる場合はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要である。
- ②「中間法人（仮称）」は、法人の性格からして現在と同様、原則課税と考えられる。

ウ 今回の法人制度の見直しにあわせ、現行の特定公益増進法人、認定NPO法人の制度を見直し、いわゆる寄附文化を育てる観点も踏まえつつ、寄附に対する税を減免するにふさわしい公

益的活動がどのようなものか等を含め、寄附に係る新しい税制上の措置を検討する必要がある。

エ なお、税の優遇措置を付与する前提となる公益性の判断を行う主体については、行政庁、税務当局のほか、英国のチャリティ委員会のような独立機関に行わせるべきであるとの意見も踏まえ検討する。

(6) 現存する公益法人の他法人類型への移行

ア 公益法人制度を抜本的に改革するという趣旨からすれば、現存する公益法人についても改革後の非営利法人制度の姿に合わせた整理が必要である。

①現存する公益法人から、新しい「非営利法人（仮称）」（パターン①）のうち公益性の認証等を受けたもの、又は「非営利・公益法人（仮称）」（パターン②）への移行については、これらが公益性の判断を必要とされるものであることから、現存する公益法人のうち、あらためて一定の判定を経てふさわしいと認められた法人についてのみ移行を認めることが考えられる。

②それ以外の法人については、法人格を失わせることが基本と考えられるが、直ちに法人格を失わせるのではなく、例えば一定期間を限って、営利法人、「非営利法人（仮称）」（パターン①）のうち公益性の認証等を受けていないもの、又は「中間法人（仮称）」（パターン②）に円滑に移行できるよう、法規定の整備により対応することも考えられる。

イ 上記の整理を行う際、公益法人の財産は、公益目的のために処分されるべきものと解されていること、税制優遇等による上積みが含まれていることにも留意して、財産承継に伴い不当な利得が生じないように、移行に関し公平かつ合理的なシステムを構築する必要がある。

※ 本資料は、公益法人制度の抜本的改革に向けた議論を進めていく上で「スタート台」となる論点を整理しており、今後、議論を深める中でさらに検討が加えられるべきものである。

(資料1)

改革パターン①（基本検討パターン）の制度概要について

制度概要	特色・留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の公益法人及び中間法人という類型を「非営利法人（仮称）」という一つの類型にまとめる（現行公益法人制度を廃止）。 ○ 法人格の取得は登記のみによることとし（準則主義）、不正時等には利害関係人等の請求により裁判所が解散命令等。 ○ 剰余金を構成員に分配することを目的としないが、日頃の活動や支出に特に制限を設けず、解散時の残余財産分配は可能。 ○ 公益性の判断について次の仕組みが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 公益性判断は行わない。この場合、税制上の措置等の観点から、一定のものを区分することの可否を要検討。 イ-1) 法人制度上、定款に公益の要件を定めれば、非営利公益法人を称することができる仕組みとする。 イ-2) 公益性の判断を行政庁の認証で行う。現行のような主務官庁制の弊害は排除する。この場合、設立時の申請により判断する仕組みと、法人の活動実績で判断する仕組みが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非営利法人制度の改革としては、より抜本的かつ体系的な見直しとなる。 ○ 登記によって法人格が取得できるので、法人を設立しやすい仕組み。 ○ 現行の公益法人制度のような、法人格取得に伴う主務官庁による指導監督はなくなる。 ○ イ-1)及びイ-2)の場合、上記に加え次の特色・留意点がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益について、法律上可能な限り明確に定義することが必要。 ・ 公益性の認証等を受けた法人について、公益目的の遂行を制度上担保する仕組みを検討することが必要。 ・ 公益性の認証等が取り消された場合、解散時の残余財産の取扱い等をどのようにすべきか検討が必要。

改革パターン②（参考パターン）の制度概要について

制度概要	特色・留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 非営利法人のうち公益性を有するものは「非営利・公益法人（仮称）」という類型とし、非営利非公益の法人（現行の中間法人）は「中間法人（仮称）」という類型とする（現行の公益法人制度を廃止）。 ○ 「非営利・公益法人（仮称）」については、法人設立の申請に際し、定款等で定められた法人の目的、事業の内容等に基づき、行政庁が公益性を判断（認証主義）。 現行のような主務官庁制の弊害は排除する。 不正時等には法人格を与えた行政庁が是正指導等の上、法人格を取消し。 ○ 剰余金を構成員に分配することを目的とせず、加えて、公益を目的とする法人であるとの観点から、日頃の活動や支出に一定の制限を設けるとともに、解散時の残余財産分配は禁止。 ○ 「中間法人（仮称）」は、現行の中間法人と基本的に同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公益性を有する法人類型」が独立しており、法人の性格の違いが国民にとって分かりやすい。 ○ 現行の主務官庁許可より、法人格を取得しやすい仕組み。 ○ 法人の活動や運営に関する行政の関与については、現行の公益法人に対する主務官庁の一般的指導監督よりは限定的。 ○ 公益について、法律上可能な限り明確に定義することが必要。 ○ 公益性を有することをもって法人格を取得しているため、設立後に公益性が失われた場合には、法人格そのものを取り消すこと（又は、財産承継に伴い不当な利得が生じないよう、移行に関し公平かつ合理的なシステムを構築した上で、他法人類型へ移行させること）が考えられる。

(資料2)

公益の定義について

- 「公益」について、法律上直接その概念を定義しているものはない。
- NPO法では、「特定非営利活動」について、「別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」としている（第2条第1項）。
- 民法では、公益法人の設立について、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ」は主務官庁の許可を得てこれを法人とすることができるとしているが（第34条）、「公益」についての定義はない。
- なお、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）において「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする」とされている。

資料 12 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会の開催について

1. 趣 旨

「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、平成14年度中を目途とする「公益法人制度等改革大綱(仮称)」の策定に向けた具体的検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催し、有識者の意見を聴取する。

2. メンバー等

- (1) 懇談会は、有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 懇談会では、その必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取する。

3. 庶務

懇談会の庶務は、内閣官房(公益法人制度改革推進担当)において処理する。

(参考)

公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会メンバー

入山 映 笹川平和財団理事長
太田達男 (財)公益法人協会理事長
加藤秀樹 構想日本代表
神田秀樹 東京大学教授
関 幸子 (株)まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネジャー
中里 実 東京大学教授
中田裕康 一橋大学教授
橋本博之 立教大学教授
水口弘一 (株)野村総合研究所元社長
山岡義典 NPO法人日本NPOセンター常務理事/法政大学教授

資料 13 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

〔平成15年6月27日〕
閣議決定

1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第34条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

2 新たな非営利法人

(1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設

立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

(2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

- ①公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方
- ②ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する。

3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

資料14 公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について

〔平成15年8月1日〕
関係省庁申合せ

- 1 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- 2 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
 - 議長 内閣官房副長官補
 - 副議長 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進総括整理担当）
 - 構成員 内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）
 - 総務省大臣官房長
 - 自治税務局長
 - 法務省民事局長
 - 財務省主税局長
- 3 連絡協議会に幹事を置く。幹事は、関係府省の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会幹事

内閣官房内閣審議官（公益法人制度改革推進担当）
 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
 内閣官房内閣参事官（公益法人制度改革推進担当）
 総務省大臣官房管理室長
 自治税務局都道府県税課長
 法務省民事局参事官
 財務省主税局税制第二課長

資料 15 公益法人制度改革に関する有識者会議の開催について

1 趣旨

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、具体的な検討を進めていくに当たり、その参考に資するため、有識者の参集を求め、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 検討課題

会議は、基本方針を踏まえ、公益法人制度の抜本的改革について、検討を行い、具体的な提案を行う。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、法人制度等に関する有識者の参集を求め、行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議に、公益法人の運営実務等に関する専門的事項について意見を求めるため必要があるときは、公益法人関係の有識者等の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (4) 会議の下に、新たな非営利法人制度について、専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを開催する。

4 庶務

会議の庶務は、内閣官房（公益法人制度改革推進担当）において処理する。

公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー

(座長)	福原義春	(株)資生堂名誉会長
(座長代理)	能見善久	東京大学教授(民法)
	*石川睦夫	(財)住友財団専務理事・事務局長
	岩原紳作	東京大学教授(商法)
	宇賀克也	東京大学教授(行政法)
	*勝又英子	(財)日本国際交流センター常務理事・事務局長
	加藤秀樹	構想日本代表
	金子宏	東京大学名誉教授(租税法)
	河野光雄	内外情報研究会会長・経済評論家
	関幸子	(株)まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネージャー
	*田中清	(社)日本経済団体連合会常務理事
	田中弥生	東京大学助教授(非営利組織論)
	*東ヶ崎邦夫	(社)日本アイソトープ協会総務部長
	中田裕康	一橋大学教授(民法)

(注) *印は、公益法人関係の有識者

○非営利法人ワーキング・グループのメンバー

(座長)※能見善久	東京大学教授（民法）
※岩原紳作	東京大学教授（商法）
植垣勝裕	法務省民事局参事官
※金子宏	東京大学名誉教授（租税法）
※中田裕康	一橋大学教授（民法）
山田誠一	神戸大学教授（民法）
山野目章夫	早稲田大学教授（民法）

(注) ※印は、有識者会議（親会議）兼任

資料 16 議論の中間整理

〔平成 16 年 3 月 31 日〕
 公益法人制度改革に
 関する有識者会議

当会議は、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、改革についての具体的な提案を行うため、行政改革担当大臣の下、昨年 11 月 28 日の初会合以来、本年 3 月末まで計 9 回にわたり開催し、議論を重ねてきた。また、当会議の下に、新たな非営利法人制度のあり方について専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキング・グループを設け、7 回の会合を開催した。

本中間整理は、「基本方針」において、新たな制度の検討状況を適時に公表し、広く国民の理解を得つつ、改革を推進することとされていることを踏まえ、3 月までの審議において当面の論点について幅広い議論を行ったことから、今後の具体的な検討に資するため、これまでの当会議における議論を中間的に整理したものである。今後、当会議では、本中間整理についての国民一般の意見も参考にしつつ、議論を集約していきたい。

1. 改革の意義

(1) 基本認識

我が国では、個人の価値観や社会のニーズが多様化し、地域を基盤としたコミュニティの機能向上が求められる中、阪神・淡路大震災等を契機に、民間非営利活動に対する関心が高まり、個人として、自ら社会の構築に参加し、自発的に活動していこうとする傾向が見られる。

民間非営利活動は、多様な価値観の下、個人が、そのライフスタイルに応じ、多様な幅広い活動に主体的に参加することを通じて、自己実現を図る機会を提供するものであり、これを促進することは、高齢社会を迎えている我が国の社会を活性化する観点からも有意義である。

また、政府や市場だけでは様々な社会のニーズへの対処が困難な時代となりつつあり、21 世紀の我が国社会・経済システムにおいては、個人や法人の自由で自発的な活動に根差す民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待される。その際、民間非営利部門による公益的活動が果たす役割は極めて重要である。

このように今後の我が国社会の中で重要性を増すと見込まれる民間非営利部門にあって、その代表的な主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきた公益法人については、その制度のあり方との関係で、①主務官庁の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でなく、②事業分野毎の主務官庁による指導監督が煩雑、③情報開示（ディスクロージャー）が不十分、④公益性の判断基準が不明確、⑤公益性を失った法人が公益法人として存続し続ける、⑥ガバナンス（法人の管理運営のあり方）に問題があるといった指摘があり、何が公益であるかを主務官庁が自由裁量によって判断するという考え方を見直し、こうした指摘に適切に対処すべく改革に取り組み、具体的方策を講ずる必要がある。

(2) 基本的検討方針

改革の基本的な枠組みを具体化するに当たっては、上記のような基本認識の下、以下の方向を基本としつつ、検討を進めることとする。

- ① 21世紀の我が国社会において、民間非営利部門は重要な役割を果たし得るとの認識の下、営利（剰余金の分配）を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じて、人々の自由活発な活動を促進し、一層活力ある社会の実現に資するため、新たな非営利法人制度を創設する。
- ② この新たな非営利法人制度の下における、公益性を有する場合の取扱いについては、主務官庁制の抜本的見直しが必要との考え方の下、(a) 法人設立の簡便性、(b) 法人の自律性、(c) 情報開示による透明性、(d) 公益性判断の客観性、(e) 法人格の取得と公益性の判断を分離、(f) ガバナンスを強化し、公益性を有するに相応しいしっかりした規律の確保といった視点を踏まえ、今後の我が国社会において民間非営利部門による公益活動が果たす役割の重要性を見据えつつ、真に時代の要請に応え得るものとして、公益法人制度を改革する。

2. 新たな非営利法人制度

新たな非営利法人制度については、「基本方針」に基づき、①法人格の取得と公益性の判断が一体となった公益法人制度を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得できる非営利法人制度を創設することとし、②財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、そのあり方を検討することとする。

この一般的な非営利法人制度の骨格及び検討課題は、別紙のとおりであるが、その要点は、(1)、(2)のとおりである。

(1) 社団形態の非営利法人制度

まず、非営利（剰余金を社員に分配することを目的としない）法人を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するという基本理念の下、その行い得る事業については、格別の制限をせず、公益活動を含め、社員に共通する利益を図ることを目的とする活動やその他の活動など幅広い活動ができることとする。

次に、営利法人制度との区別を明確化するため、社団形態の非営利法人（以下「非営利社団法人」という。）の社員の権利・義務の内容として、①出資義務を負わない、②利益（剰余金）分配請求権を有しない、③残余財産分配請求権を有しない、④法人財産に対する持分を有しないこととする（もっとも、定款で定めれば社員が出資する（財産の拠出をする）法人を設立することも可能であり、その場合の出資の意味については、上記の非営利性の原則②③④に抵触しないように、さらにそのあり方について検討する。）。

また、法人の自律を基調とした設立、社員、管理、定款の変更、解散、清算及び合併等の組織、運営に関する所要の規定を置くこととする（解散後の残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めることとし、その結果、残余財産を社員に帰属させることも妨げないこととする。）。

さらに、外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否等について、引き続き検討を進める。

なお、非営利社団法人制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、さらに検討する。

(2) 財団形態の非営利法人制度

財団形態の非営利法人制度に特有な検討課題である、公益性を要件としない財団法人制度の創設の適否、基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等の要件については、引き続き検討する。

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(1) 主な視点

新たな非営利法人制度の下で、公益性を有する場合を他と区別して取り扱う際の考え方については、今後の社会において非営利法人による公益的活動が果たす役割とその促進は一層重要との認識の下、次のような視点を踏まえる必要がある。

- ① 国等の機関が、公益性を有する非営利法人について特別の取扱いを行うことについて、(a) 公益性を有するに相応しい規律のしっかりした法人の受け皿となる仕組みを用意することにより、市場経済では供給が困難な財・サービスが安定的に提供されるという点や、(b) 私人による寄附やボランティアといった活動は重要との認識の下、このような仕組みが、そうした私人の善意の受け皿となることを通じて、私人の公益的活動が促進されるという点についての意義。
- ② 現行の公益法人制度に係る主な法律上の効果として、(a) 主務官庁の許可に基づく、公益性・非営利性の認定を前提にした法人格の付与、(b) 名称の使用制限、(c) 税制上の取扱い等が挙げられるが、新たな非営利法人制度の下で、公益性に係る特別の取扱いの効果について、(a) 税制上の措置、(b) 法人のガバナンスの強化、(c) 社会的信用の向上等の視点を踏まえ、具体的にどのようなものを考えるか。

(2) 基本的考え方

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の視点を踏まえれば、主に以下のような2つの考え方に基づき、異なる種類の仕組みが考えられる。

[考え方A－公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]

公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みが必要との考え方に基づき、その仕組みを民法や新たな非営利法人法など税法以外の法律で規定する考え方。

[考え方B－税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]

税制上の効果の重要性に鑑み、公益性に係る特別の取扱いは税制上の観点から行う考え方。

なお、考え方Aを中心に検討を進めてはどうかとの意見が多かった。また、国等の機関が公益性の判断を行わず、民間機関が行うこととする考え方についても議論したが、公益性に着目して特別の法律的取扱いを国等から受けることとする場合、公益性判断を民間機関に委ねてしまうことは必ずしも適当ではないのではないかと意見があった。

考え方Aに基づく判断主体としては、主務官庁制の縦割りの弊害を避ける観点から、公益性を統一的な組織で判断することが適当であり、中立で第三者的な、又は、単一の公的機関を念頭に置きつつ、そのあり方について、さらに検討が必要である。また、考え方Bに基づく判断主体としては課税庁が考えられるが、最終的には、税制の観点から検討されるべき課題である。

(3) 今後の検討課題

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の2つの考え方を基に、以下のような、公益性の考え方や、公益性の判断主体、判断要件及び適正運営確保のあり方のほか、公益性に着目した特別の取扱いの効果等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討を進める必要がある。

① 公益性の考え方

公益性の考え方については、利他や社会貢献の視点の重要性を念頭に置きつつ、公益性を有する非営利法人の目的について、不特定多数人の利益をを図ることをどの程度厳格に求めるか、また、不特定少数人の利益についてはどのように位置付けるかなどといった点を含め、引き続き議論を深める。

② 判断主体のあり方

判断主体のあり方については、上記(2)の基本的考え方を基に、公益性の有無を的確に判断するための一定の体制(組織・人員等)の必要性和、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める。その際、判断主体の体制の検討に当たっては、民間の考えを適切に反映する視点の必要性についても議論を深める。また、地方における判断主体のあり方についても、引き続き検討する。併せて、公益性判断に伴う不服申立てなど、不利益救済のあり方についても検討を進める。

③ 判断要件のあり方

判断要件のあり方については、(a)客観的で明確なものとし、判断に当たっての裁量の余地を出来るだけ少なくすべき、(b)時代の変化に応じて適切に見直し得る必要、(c)要件の法定化のあり方、(d)法人を目的、事業及び規律の面から捉えた上で、i)公益性を有すると判断する際の要件と、ii)その公益性が維持・確保されるための要件に分けることが可能、(e)形式要件に加え、いずれかの段階で実績要件が必要、といった視点を踏まえる必要がある。

その上で、具体的な要件については、公益性に着目した特別の取扱いの効果を念頭に置きつつ、現行の民法及び公益法人に係る指導監督基準やNPO法人制度等の関連規定のほか、公益法人等の実態を踏まえ、数値的基準の要否も含め、さらに検討を進める。

その際、当初の要件として、事業計画や予算上の裏付けについて、どの程度のものを要求するかについてさらに議論を深め、公益性の判断が出来るだけ早期に行われるなど申請者の視点に留意した手続きのあり方についても検討する。また、事業などの活動実績を求める場合には、どの段階でこれを求めるべきか、について議論する。法人や事業の規模に配慮した要件や、地方における公益性判断の仕組みに応じた要件の要否についても検討する。なお、公益性を有する法人の解散後の残余財産の帰属については、社員への分配を禁止する方向で検討を進める。

④ 適正運営の確保のあり方

公益性を有する活動を行う法人について、その適正な運営が確保されるための方策を検討するに当たっては、(a)公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保、(b)法人の組織・運営が適正であるか否かの判断に資する透明性の確保、(c)現行の主務官庁制の下での指導監督の手法を離れ、法人の適正運営の確保を担保する手段の必要性、といった視点を踏まえる必要がある。

(a)自律性の確保については、非営利法人が公益性を有する場合は、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保することにより、適正運営を図る必要がある。こうした観点から、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方等について、さらに検討を進める。

(b)また、透明性の確保については、情報開示を充実し、利害関係者に対する情報開示にとどまらず、いわゆる社会監視の考え方により、適正運営を図ることの必要性について、プライバシーの保護に留意しつつ、議論を深める。その際、情報開示の開示対象、開示内容及び開示方法のあり方を含めた検討を行う。

(c)さらに、ガバナンスの強化や、情報開示の充実によっても、なお法人の不適正な運営が生じる可能性があることから、こうした事態に適切に対処するため、現行の主務官庁による指導監督に代わる、実効性のある事後チェックの手段が必要であり、そのあり方について、外部監査等の必要性と併せ、さらに検討を行う。

今後、上記(a)～(c)の検討に当たっては、判断要件のあり方と同様、公益性に係る特別の取扱いの効果や判断主体のあり方等を念頭に置きつつ、現行の関連法制等や公益法人等の実態

を踏まえることが必要である。その際、法人や事業の規模に配慮する必要性についても検討を行う。

今後、本年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化するとの「基本方針」のスケジュールに沿って、当会議は、現行の公益法人等の実態を踏まえつつ、引き続き検討を進めていく。なお、現行の公益法人から新たな非営利法人等への移行等のあり方については、この中間整理を踏まえた今後の検討の進捗に応じ、新たな制度の姿がより具体化した段階で本格的に検討を進め、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係も整理することとする。

新たな非営利法人（仮称）制度の骨格とその検討課題

第1 総論

1 非営利法人（仮称）制度を創設する意義、理念

営利（剰余金の分配）を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じ、人々の自由活発な活動を促進することを目的とする。

※1 法人の活動に着目する考え方として、「非営利の法人の自由な設立を認めることにより、社会を活性化し、文化と科学の発展を図り、併せて福祉の増進を図る」という指摘や「非営利法人制度を創設する主たる目的は、「私人の公益的活動の支援」「生活世界の充実」「民間非営利活動の促進」などにある。」という指摘がある。

※2 法人格の法技術的な側面に着目する考え方として、「非営利法人法制は、財産管理に関する法技術であって、「公益性の高いもの」、「構成員の共通の利益を目的とするもの」、「純然たる法技術として法人格が用いられるもの」などのすべてが対象となる。」という指摘がある。

2 定義、名称

非営利法人（仮称）の定義、社団形態及び財団形態の非営利法人（仮称）の名称並びにその総称について、さらに検討する。

※ 名称使用制限について、所要の規定を置く方向で検討する。

3 事業

非営利法人（仮称）の行う事業については、格別の制限をしないこととする。

※ 公益活動を含め、社員に共通する利益を図ることを目的とする活動やその他の活動など幅広い活動ができることとする。

第2 非営利社団法人（仮称）

1 非営利の概念（営利法人制度との区別）

営利法人制度との区別を明確化するため、非営利社団法人（仮称）の社員の権利・義務の内容として、①出資義務を負わない、②利益（剰余金）配当請求権を有しない、③残余財産分配請求権を有しない、④法人の財産に対する持分を有しないこととする。

※1 社員が任意に非営利社団法人（仮称）に財産を拠出することは妨げないこととする。また、社員が法人に財産を拠出した場合の法律関係については、①拠出額の限度でその返還を受けることは妨げないのではないか、②①の返還請求権は、他の債権者に劣後するものとするべきではないか、などの点に配慮しつつ、引き続き検討する。

※2 定款又は社員総会の決議によって、社員に残余財産を帰属させることは妨げない。

2 設立

準則主義を前提とする所要の規定を置くこととし、設立時に一定額の財産の保有を求めることの可否について、最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する。

3 社員

(1) 社員の最低人数、地位

社員たる資格の得喪等に関する規律について所要の規定を置くこととし、社員が1人となっても法人の存続を認めることとするが、設立の要件として社員が2人以上であることを要するかどうかについて、引き続き検討する。

(2) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととする（有限責任）。

※ 有限責任タイプのほか、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきかどうかについては、有限責任タイプの制度設計を踏まえ、なお検討する。

4 管理

(1) 社員総会、理事（理事会）及び監事に関する制度設計

① 最高（万能）意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（社員総会万能タイプ）

② 社員総会万能タイプの他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする（理事会設置タイプ）」ことについて、引き続き検討する。

(2) 社員の議決権、社員総会の議事運営等

社員の議決権や社員総会の議事運営について、所要の規定を置くこととする。

(3) 理事及び監事に関する規律

定数、任期、選解任、欠格事由及び法人との関係等に関する規律や非営利社団法人（仮称）又は第三者に対する責任等について、所要の規定を置くこととする。

5 計算等

会計帳簿及び計算書類等の作成等について所要の規定を置くこととし、計算書類等及び定款等の開示の在り方については、引き続き検討する。

6 定款の変更等

定款変更、解散及び合併等について、所要の規定を置くこととする。

7 清算時の残余財産の帰属

残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議によって定めることとする。

8 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、会社法の見直しに関する議論を踏まえつつ、さらに検討する。

第3 非営利財団法人（仮称）

1 公益性を要件としない財団法人制度の創設の要否

公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否について、その創設の意義と留意点を踏まえつつ、さらに検討する。

※ 財団法人制度における非営利の概念について引き続き検討する。

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

基本財産制度の要否、ガバナンスの在り方（評議員会制度の要否、理事、監事制度の拡充の要否）、計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否と併せ、さらに検討する。

第4 その他

1 立法の形式

立法の形式や民法にどのような規定を置くべきかについて、引き続き検討する。

2 中間法人制度との関係

新たな非営利法人（仮称）制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、中間法人法を統合することを含め、さらに検討する。

資料 17 公益法人会計基準の検討について

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ

1 趣 旨

公益法人会計基準については、昭和 52 年に公益法人監督事務連絡協議会において申し合わせた後、昭和 60 年に公益法人指導監督連絡会議決定による改正を経て、公益法人が計算書類等を作成するための基準として定着し、今日に至っている。

他方、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は、近年大きく変化し、企業会計や公会計の分野においても、国際的な調和の観点等から、会計基準の新設・改訂等が行われている。

また、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）においても、公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされている。

以上を踏まえ、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、公益法人会計基準について「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うものとする。

2 検討体制

- (1) 幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。
- (2) 検討会は、幹事会の意を受けて、理論的、実務的観点から公益法人会計基準の問題点等に関して検討を行い、その結果について幹事会に報告するものとする。
- (3) 検討会は、おおむね平成 14 年度の 1 年間開催するものとする。
- (4) 幹事会府省連絡会議は、検討事項に関し、随時、検討会と連絡調整することとする。
- (5) 検討会の組織及び運営は、別紙による。

3 検討事項

公益法人会計基準について（昭和 60 年 9 月 17 日公益法人指導監督連絡会議決定）

- ①公益法人会計基準の構成及び内容に関する問題点とその改善策
- ②その他必要な事項

公益法人会計基準検討会の組織及び運営要領

「公益法人会計基準の検討について」2（1）に基づいて開催される公益法人会計基準検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営は以下のとおりとする。

1 構成等

- (1) 検討会は、公益法人会計基準等の理論及び実務の専門家その他の有識者により構成する。
- (2) 座長は、構成員の互選による。
- (3) 座長は、検討会の会務を総括する。

- (4) 座長は、あらかじめ代理者を指名する。
- (5) 検討会の下部組織として、公益法人会計基準検討会ワーキンググループを置くことができる。

2 運 営

- (1) 検討会は、専門的事項に関し、学識経験者から意見を聞くことができる。
- (2) 検討会の庶務は、総務省大臣官房管理室の協力を得て、内閣官房において行う。
- (3) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

公益法人会計基準検討会名簿

座 長

加古 宜士（早稲田大学教授）

座長代理

出塚 清治（公認会計士）

雨宮 孝子（松蔭女子大学教授）

太田 達男（（財）公益法人協会理事長）

川村 義則（早稲田大学助教授）

坂田 純一（日本税理士会連合会専務理事）

長谷川哲嘉（流通経済大学教授）

森 公高（日本公認会計士協会常務理事）

公益法人会計基準検討会ワーキンググループ名簿

座 長

出塚 清治（公認会計士）

座長代理

川村 義則（早稲田大学助教授）

亀岡 保夫（公認会計士）

神津 信一（税理士）

齋藤 力夫（公認会計士）

長 光雄（公認会計士）

和田 義博（公認会計士）

資料 18 公益法人会計基準（案）の概要

○基本的考え方

- ◆広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入することにより、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示すること
- ◆寄付者や会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確化すること
- ◆公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化すること

○主な内容

変更点	現行制度	理 由
外部報告目的の財務諸表の簡素化 ・財務諸表：①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③財産目録 (大規模法人には④キャッシュ・フロー計算書も)	計算書類：①収支計算書、②正味財産増減計算書、③貸借対照表、④財産目録	会計基準は法人の財務状況を分かりやすく外部報告するためのものであるとの立場から、予算や決算といった法人のガバナンスに係る計算書等は基準の範囲外とすることにより、法人の自主性に基づく柔軟な予算設定や執行が可能 (大規模法人については、複雑な財務状況をより客観的に表示させる観点から、キャッシュ・フロー計算書を追加)
正味財産増減計算書を収益及び費用を表示する様式(フロー式)に統一＝差益計算所と同様	原則：正味財産増減計算書(ストック式) ※フロー式は例外的	当期正味財産の増減について、単にその額を表すのではなく、増減原因を表示することにより、法人の財務運営の効率性(業績)をチェック可能。また、収益及び費用を表示することとなり、企業会計等の「損益計算書」との比較可能性を向上
寄付者の意図の明確化 ・正味財産を二区分化(指定正味財産/一般正味財産)	正味財産の区分なし(基本金を内書き)	寄付者等の意志に基づいて区分を行うことにより、法人の受入財産についての受託責任を明確化することが可能
ディスクロージャーの充実 ・注解の新設、注記の充実	注記等により一定のディスクロージャーが行われている	保有債権等の時価情報の開示や関連当事者間取引の開示等を通じて、法人の財務状況の透明性を向上させることが可能

資料 19 公益法人の指導監督体制の充実等について

〔平成 13 年 2 月 9 日〕
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

記

1 各府省における指導監督の責任体制の確立

(1) 総括公益法人指導監督官等の設置

- ①各府省に、それぞれ総括公益法人指導監督官、総括公益法人指導監督官補佐及び公益法人指導監督官を置く。
- ②総括公益法人指導監督官は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会幹事を、総括公益法人指導監督官補佐は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議構成員を、公益法人指導監督官は、各部局の総括担当課等の長をもって充てる。
- ③総括公益法人指導監督官は、府省における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。
- ④総括公益法人指導監督官補佐は、総括公益法人指導監督官の事務を補佐する。
- ⑤公益法人指導監督官は、部局における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。

(2) 府省内連絡会議の設置

各府省は、公益法人の指導監督を統一的かつ効果的・効率的に推進するため、(1) ①に掲げる者を構成員とする公益法人の指導監督に関する府省内連絡会議を設置する。

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2) 立入検査実施計画の策定

各府省は、(1)の立入検査を計画的に実施するため、立入検査が一巡する期間を計画期間とする実施計画を策定し、これに基づき立入検査を実施するものとする。

(3) 臨時立入検査

(1)の立入検査のほか、各府省は、所管公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合、従前からの改善指導事項がある場合等特に必要があると認められる場合には、臨時に立入検査を実施するものとする。

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

- ①各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。
- ②行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法

- 人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)の対象法人をいう。)については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。
- ③立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。
 - ④立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。
- (5) 立入検査の実施結果の公表等
- ①各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。
 - ②総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

(1) 職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実に努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 実施時期

各府省は、平成13年度から本申合せに基づく措置を講ずることとし、そのために必要な体制等の整備については、平成12年度中に行う。

(注) 別紙は省略

資料 20 インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

〔平成 13 年 8 月 28 日〕
〔公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ〕

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

(1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成 13 年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

(2) 各府省は、平成 13 年 10 月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

- ①名 称
- ②所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④設立年月日
- ⑤代表者の職名及び氏名
- ⑥主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成 13 年 10 月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

- ①最新の業務及び財務等に関する資料
- ②事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
- ③補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1 及び 2 によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

資料 21 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について

〔平成 10 年 12 月 4 日〕
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 平成12年12月26日

公益法人については、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合がある。このような場合、当該公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、平成 9 年 12 月 16 日改正）に基づき、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされている。

この営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、公益法人の営利法人等への転換の指導監督を適切に行うものとする。

(別 紙)

公益法人の営利法人等への転換に関する指針

1 営利法人等への転換が必要となる場合

公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況となることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

2 営利法人等への転換の指導

- (1) 公益法人の事業内容が、1 に掲げるような状況となっていると認められる場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）2-(2)-①及び②に掲げた措置を講ずるよう指導を行う。この措置は、平成 11 年 9 月までに講ずるものとする。
- (2) (1) の期限までに公益法人にふさわしい事業内容に改善されない場合においては、期限到来後速やかに、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行うものとする。期限到来前であっても、公益法人にふさわしい事業内容に改善することが不可能であることが明らかになった場合には、同様の措置を講ずるものとする。
- (3) (1) の期限到来後においても、1 に掲げるような状況が生じたと認められるに至った場合には、(1) 及び (2) に準じて措置を講ずるものとする。

- (4) (2) に規定する措置を受けた公益法人は、措置後1年以内に、所管官庁に対し、営利法人等への転換に向けての計画を提出する。このとき、株式会社へ転換する方法（事業の一部を株式会社化する場合を含む。）の例は、後述の「参考」に掲げるとおりである。
- (5) (2) に規定する措置の後、3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は、設立許可の取消しも含め対処する。
- (6) 公益法人が、(2) に規定する措置の前に自主的に営利法人等への転換を行うことを決定したときは、その旨を所管官庁に報告する。このとき、(4) 及び (5) に掲げる期間は、報告を行った日から起算する。

3 営利法人等への転換後の対応

- (1) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分するものとする。
- また、公益法人が当該株式等を保有する間は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正）の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載する。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。
- (2) 営利企業と公益法人の運営が一体となっているという疑念を与えないようにするため、営利企業の取締役と存続する公益法人の理事の兼務は避けることとし、やむを得ず兼務となる場合も、指導監督基準に定めた理事の割合の上限を超えることのないようにする。

4 営利法人等への転換に関する全体像の把握

総務省は、公益法人の営利法人等への転換状況等を把握するために、所管官庁に対する調査を毎年度行い、「公益法人に関する年次報告」において公表するものとする。

参考 株式会社への転換の方法の例

(1) 社団法人・財団法人が解散した後、その事業を株式会社に譲渡する場合

- ①社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ②定款又は寄附行為に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人・財団法人の理事は、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る。社団法人については、これに加えて総会の決議を要する（民法第72条第2項）。
- この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ③社団法人・財団法人が解散をする。
- 社団法人については、総会における総社員の4分の3以上の承認による解散決議を行う（民法第68条第2項第1号、第69条）。
 - 財団法人については、寄附行為の定めに従って、所定の機関が所定の方法による解散決議を行う（民法第68条第1項第1号）。
 - 目的たる事業の成功として解散する場合もある。

- ④ 社団法人・財団法人の清算人は、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑤ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ⑥ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
- 清算人は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 清算人及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 清算人は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
 - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑦ 社団法人・財団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑧ 社団法人・財団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
 - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑨ 社団法人・財団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。
- (2) 社団法人がその事業を株式会社に譲渡した後、解散する場合
- ① 社団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
- ③ 社団法人は、総会において、解散決議と同様の要件で、理事が、株式会社側との間で事業譲渡契約を締結すべきことを決議する（民法第53条）。
- ④ 定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主

務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。

- この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。

⑤ 社団法人の理事は、株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。

- 事業譲渡契約の効力発生日は、社団法人の存立時期と定められた日とする。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等がある。
- 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることもあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。

⑥ 社団法人の理事と株式会社の代表取締役は、社団法人の存立時期の到来した日（事業譲渡契約の効力発生日）において、事業譲渡契約の履行を行う。

- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
- 株式会社は、社団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
- 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。

⑦ 社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。

⑧ 社団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。

⑨ 社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。

- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
- 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。

⑩ 社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

(3) 社団法人がその事業を株式会社に現物出資した後、解散する場合

① 社団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。

- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
- 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。

② 株式会社の設立時において現物出資を行う場合

- 社団法人が事業の現物出資をするために、社団法人も発起人となる（商法第168条第2項）。
- 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。

- 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- ③株式会社の成立後において現物出資を行う場合
- 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
 - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
 - ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産を含む。）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。
- ④社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
- 法人の存立時期は、事業を現物出資すべき日（払込期日）とする。
- ⑤社団法人は、解散と同様の要件の下で、理事が、株式会社側に対し、事業を現物出資すべきことを決議する（民法第53条）。
- ⑥定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。
- この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ⑦社団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。
- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
 - 社団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。
- ⑧社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑨社団法人の清算人は、その他の清算事務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑩社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻を受けることはできない。
 - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑪社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。
- (4) 社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に譲渡し、残存する又は追加された事業を継続することとして公益法人が存続する場合
- ①社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。

- 既存の株式会社に対して事業を移転しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
- 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
 - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
- ③ 社団法人・財団法人は、株式会社に対し、目的（事業）の変更により、公益法人の目的に含まれないこととなった従来事業を譲渡する。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ④ 社団法人・財団法人の理事と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
- 理事は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 理事及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
 - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑤ 目的（事業）の変更後、社団法人・財団法人は、変更後の目的に従って、残余事業を継続し、又は新たな事業を開始し、株式会社は、譲渡を受けた事業を行う。
- (5) 社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に現物出資し、残存する又は追加された目的に従って事業を継続することとして公益法人が存続する場合
- ① 社団法人・財団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
- 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
 - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の

方法により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。

③株式会社の設立時において現物出資を行う場合

- 社団法人・財団法人が事業の現物出資をするために、社団法人・財団法人も発起人となる（商法第168条第2項）。
- 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。
- 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。

④株式会社の成立後において現物出資を行う場合

- 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
- 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
- ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産を含む。）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。

⑤社団法人・財団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。

- 理事は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
- 理事及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
- 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
- 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
- 社団法人・財団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。

資料 22 休眠法人の整理に関する統一の基準

〔昭和 60 年 9 月 17 日〕
〔公益法人指導監督連絡会議決定〕

改正 昭和63年3月10日

民法第 71 条後段に規定する「正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザル」公益法人（以下「休眠法人」という。）の整理に関する統一の基準は下記のとおりとする。

各主務官庁は、この基準に基づき、それぞれ所管の公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等に関する要綱を定め、所管休眠法人の整理促進に努めるものとする。

記

1 公益法人の調査

主務官庁は、各府省大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規制（以下「監督規制」という。）に定める報告、届出等を 3 年以上怠っている公益法人（報告、届出等を行っているが、その内容が著しく事実と反しているもの又は全く事業を行っていないものを含む。以下「法人」という。）について、登記簿により法人の概況を把握するとともに、次に掲げる事項を調査し、法人の実態を把握する。

- (1) 事務所及び職員の状況
- (2) 理事の状況
- (3) 事業の実施状況
- (4) 資産及び会計の状況
- (5) 社団法人にあつては、社員及び総会の状況
- (6) 備付書類の状況
- (7) 法人登記の状況

2 休眠法人の認定

主務官庁は、上記 1 の調査結果等に基づき、主として、次に掲げる事由を総合的に判断し、休眠法人と認定する。

- (1) 引き続き 3 年以上事業を行っていないこと
- (2) 理事が存在しないこと又はその任期が 3 年以前に満了していること
- (3) 理事の所在が確認できないこと
- (4) 事務所及び職員が存在しないこと
- (5) 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き 3 年以上怠っていること
- (6) 引き続き 3 年以上にわたって収入及び支出がないこと
- (7) 社団法人にあつては、引き続き 3 年以上にわたって総会が開催されていないこと
- (8) 財団法人にあつては、基本財産が存在しないこと

3 休眠法人の解散指導及び設立許可の取消し

休眠法人と認定した法人については、次の方法により、その整理を行うものとする。

(1) 理事の存在が確認された場合

主務官庁は、当該理事に対し、解散の指導を行い、自主的に解散させるものとするが、これに

応じない場合は、あらかじめ理事について聴聞を行った上で、設立許可の取消しの処分を行い、この旨を理事に告知する。

(2) 理事が存在せず、又はその所在が確認できない場合

主務官庁は、設立許可の取消しの処分を行い、その旨を官報に掲載する。

4 解散登記の嘱託

前記3の取消処分の告知又は取消処分の官報掲載を行った場合は、主務官庁は、必要な期間を経過した後、当該法人事務所所在地の登記所に解散登記の嘱託を行う。

資料 23 休眠法人の整理に関するモデル要綱

〔昭和 60 年 12 月 5 日〕
〔公益法人指導監督連絡会議幹事会了解事項〕

改正 昭和63年3月10日

平成4年8月7日

同 6年9月20日

同 8年1月31日

この要綱は、休眠法人の整理に関する統一的基準（昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡会議決定、以下「基準」という。）に基づき、〇〇大臣の所管に属する公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等休眠法人の整理促進に必要な事項を定めるものとする。

1 公益法人の調査

基準 1 に定める法人の調査は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

(1) 法人の概況の把握

ア 法人登記簿の確認

当該法人の事務所の所在地を管轄する登記所から登記簿謄本の交付（別紙 1—1）を求め最終登記の年月日及びその内容を把握する。

イ 理事の存在の確認

（ア）登記簿が存在する場合

登記簿に記載された理事の住所をもとに電話、配達証明郵便、住民票（別紙 1—2）、戸籍謄本（別紙 1—3）、官報公告（別紙 1—4）等により、理事の存在、現住所を確認する。

（イ）登記簿が存在しない場合

登記簿が存在せず、理事の住所が明らかでないときは、官報公告等により理事の存在、現住所の確認に努める。

(2) 事業の実施状況等調査

理事の存在が確認された法人については、理事又は理事代表者（以下「理事」という。）等に対し、事業の実施状況等について調査（別紙 2）を行う。

2 休眠法人の認定

基準 2 に定める休眠法人の認定は、別紙 2 の調査票の各項目についての調査結果等を総合的に判断し、〇〇〇〇が行うものとする。

3 聴 聞

基準 3 に定める聴聞は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

(1) 聴聞の通知

聴聞を実施しようとする場合は、理事に対して設立許可取消処分の原因、聴聞日時、場所、聴聞事項等について、1 週間前までに文書により通知（別紙 3—1）しなければならない。

この文書は、配達証明郵便で送付するものとする。

なお、前記の通知を出しても理事が聴聞に応じない場合は、聴聞を経ないで設立許可の取消しの処分をすることができる。

(2) 聴聞の実施

まず、出席者を確認した後、調査結果に基づき休眠法人認定事由を説明し、これについて被聴

聞者から証拠に基づく弁明、反論を求める。

聴聞の結果は、聴聞調書（別紙3—2）にまとめるものとする。

4 設立許可の取消処分

基準3に定める設立許可の取消しの処分は、〇〇〇〇が行うものとし、この処分を行った場合において、理事の存在が確認されているときは、理事にその旨を告知（別紙4—1）し、理事が存在せず又はその所在が確認できないときは、その旨を官報に公告（別紙4—2）する。

5 解散登記の嘱託

基準4に定める登記所に対する解散登記の嘱託は、〇〇〇〇が次により行うものとする。

設立許可の取消処分を、理事に告知したときはその到達後に、官報公告を行ったときは20日経過後に、速やかに当該法人の各事務所の所在地の登記所に行く（別紙5—1、5—2）。

6 裁判所への通知

設立許可の取消処分を行った場合には、解散及び清算の監督を行う裁判所に対して、速やかに通知する（別紙6）。

（注）別紙は省略

資料 24 休眠法人数

〔全体〕

所管官庁	休眠法人数
国 所 管	6
都 道 府 県 所 管	143
合 計	149

(注) 共管重複分を除く実数。

〔国所管〕

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
防 衛 庁	0
金 融 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	0
厚 生 労 働 省	1
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	1
国 土 交 通 省	4
環 境 省	0
国 合 計	6

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

〔本省庁所管〕

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
防 衛 庁	0
金 融 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	0
厚 生 労 働 省	1
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	1
国 土 交 通 省	2
環 境 省	0
本 省 庁 合 計	4

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

〔地方支分部局所管〕

所管官庁	休眠法人数
金 融 庁 支 部 局	0
総 務 省 支 部 局	0
財 務 省 支 部 局	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	0
国 土 交 通 省 支 部 局	2
支 部 局 合 計	2

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

〔都道府県知事所管〕

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 知 事	1
青 森 県 知 事	0
岩 手 県 知 事	0
宮 城 県 知 事	3
秋 田 県 知 事	1
山 形 県 知 事	0
福 島 県 知 事	0
茨 城 県 知 事	1
栃 木 県 知 事	5
群 馬 県 知 事	2
埼 玉 県 知 事	0
千 葉 県 知 事	5
東 京 都 知 事	4
神 奈 川 県 知 事	1
新 潟 県 知 事	5
富 山 県 知 事	5
石 川 県 知 事	0
福 井 県 知 事	4
山 梨 県 知 事	4
長 野 県 知 事	0
岐 阜 県 知 事	2
静 岡 県 知 事	0
愛 知 県 知 事	0
三 重 県 知 事	0
滋 賀 県 知 事	5
京 都 府 知 事	2
大 阪 府 知 事	9
兵 庫 県 知 事	0
奈 良 県 知 事	1
和 歌 山 県 知 事	1
鳥 取 県 知 事	0
島 根 県 知 事	1
岡 山 県 知 事	2
広 島 県 知 事	10
山 口 県 知 事	1
徳 島 県 知 事	3
香 川 県 知 事	1
愛 媛 県 知 事	0
高 知 県 知 事	5
福 岡 県 知 事	8
佐 賀 県 知 事	0
長 崎 県 知 事	1
熊 本 県 知 事	0
大 分 県 知 事	8
宮 崎 県 知 事	3
鹿 児 島 県 知 事	0
沖 縄 県 知 事	1
知 事 合 計	101

〔都道府県教育委員会所管〕

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 教 委	1
青 森 県 教 委	0
岩 手 県 教 委	1
宮 城 県 教 委	0
秋 田 県 教 委	0
山 形 県 教 委	2
福 島 県 教 委	0
茨 城 県 教 委	0
栃 木 県 教 委	3
群 馬 県 教 委	1
埼 玉 県 教 委	0
千 葉 県 教 委	0
東 京 都 教 委	6
神 奈 川 県 教 委	0
新 潟 県 教 委	0
富 山 県 教 委	3
石 川 県 教 委	1
福 井 県 教 委	1
山 梨 県 教 委	1
長 野 県 教 委	5
岐 阜 県 教 委	4
静 岡 県 教 委	0
愛 知 県 教 委	0
三 重 県 教 委	0
滋 賀 県 教 委	4
京 都 府 教 委	1
大 阪 府 教 委	0
兵 庫 県 教 委	0
奈 良 県 教 委	0
和 歌 山 県 教 委	0
鳥 取 県 教 委	0
島 根 県 教 委	1
岡 山 県 教 委	0
広 島 県 教 委	1
山 口 県 教 委	0
徳 島 県 教 委	1
香 川 県 教 委	1
愛 媛 県 教 委	0
高 知 県 教 委	1
福 岡 県 教 委	0
佐 賀 県 教 委	1
長 崎 県 教 委	0
熊 本 県 教 委	1
大 分 県 教 委	1
宮 崎 県 教 委	0
鹿 児 島 県 教 委	0
沖 縄 県 教 委	0
教 委 合 計	42

資料 25 所管不明法人の整理等の状況

(中央省庁割振分)

所管官庁	割法人数	処理が終了していないもの						処理が終了・確定したもの					終了割合
		割振 整中等	調理事 認中等	確 立許可 取消中等	自主解散 指導中等	その他	設 立許 可取 消	自主解散	存続	その他			
内閣府	1							1	1				100.0
警察庁	-												-
防衛庁	-												-
金融庁	-												-
総務省	6	3		3				3	2		1		50.0
法務省	6	4		3		1		2	1			1	33.3
外務省	8	1			1			7	7				87.5
財務省	-												-
文部科学省	70	20		3	4	5	8	50	45	1	4		71.4
厚生労働省	57	4			1	1	2	53	53				93.0
農林水産省	52							52	46		6		100.0
経済産業省	65	2				1	1	63	60	1	1	1	96.9
国土交通省	14	3		2	1			11	11				78.6
環境省	3							3	3				100.0
小計	278	35	0	9	7	8	11	243	227	2	12	2	87.4
(割合)	(100.0)	(12.6)	(0.0)	(3.2)	(2.5)	(2.9)	(4.0)	(87.4)	(81.7)	(0.7)	(4.3)	(0.7)	
(省庁再編前の処理法人数)	211							211	190	11	8	2	
合計	489	35	0	9	7	8	11	454	417	13	20	4	92.8
(割合)	(100.0)	(7.2)	(0.0)	(1.8)	(1.4)	(1.6)	(2.2)	(92.8)	(85.3)	(2.7)	(4.1)	(0.8)	

(注) 1 各府省から提出された資料を総務省が整理したものであり、原則として平成15年10月1日現在の状況。小計及び合計は共管を除いた実数である。
 2 府省別の数値は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、当該時点で処理未了であった法人を新府省別に再割振りを行ったものについて整理したものである。再編前に処理が終了していた211法人については、別途一括して掲載している。

付属資料

(都道府県知事・都道府県教育委員会割振分)

所管官庁名	割法人	振数	処理が終了していないもの							処理が終了・確定したもの					終了割合						
			割 整	振 中	調 等	理 認	事 中	確 取	設 取	立 消	許 消	自 指 導	解 散	その他		設 可	立 取	許 消	自 主 解 散	存 続	その他
北海道知事	38	1							1					37	27		5	4		1	97.4
青森県知事	13	2												11	8		1	2			84.6
岩手県知事	10													10	2		5	3			100.0
宮城県知事	13													13	10		1	2			100.0
秋田県知事	6													6	4		2				100.0
山形県知事	14	2												12	11		1				85.7
福島県知事	13													13	11		2				100.0
茨城県知事	21	7												14	9		2	3			66.7
栃木県知事	11	1												10	7		2	1			90.9
群馬県知事	15													15	15						100.0
埼玉県知事	15	2												12					1		86.7
千葉県知事	31	16												15	10		1	4			48.4
東京都知事	95	3												92	88		4				96.8
神奈川県知事	38	4												34	30			4			89.5
新潟県知事	16	1												15	11				4		93.8
富山県知事	12	9												3			2				25.0
石川県知事	6	1												5	1		1	3			83.3
福井県知事	17	15												2			1	1			11.8
山梨県知事	19	2												17	17						89.5
長野県知事	19													19	15		1	3			100.0
岐阜県知事	12	5												7	4		2	1			58.3
静岡県知事	14	2												12	8		3	1			85.7
愛知県知事	19													19	14		2	3			100.0
三重県知事	12	2												10	9		1				83.3
滋賀県知事	8	3												5	2		2			1	62.5
京都府知事	10	2												8	4		1	3			80.0
大阪府知事	48	9												39	31		4	4			81.3
兵庫県知事	17	6												11	10			1			64.7
奈良県知事	2													2	1		1				100.0
和歌山県知事	11	1												10	6		1	3			90.9
鳥取県知事	11	1												10	9			1			90.9
島根県知事	11	6												5	2		1	2			45.5
岡山県知事	27	7												20	15		1	4			74.1
広島県知事	29	4												25	22		2	1			86.2
山口県知事	14	5												9	3			6			64.3
徳島県知事	25	4												21	5		12	4			84.0
香川県知事	17	2												15	12			3			88.2
愛媛県知事	17	1												16	11		1	4			94.1
高知県知事	30	9												21	13		5	3			70.0
福岡県知事	57	2												55	50		4	1			96.5
佐賀県知事	1													1	1						100.0
長崎県知事	9	1												8	4			4			88.9
熊本県知事	27	6												21	15		2	3		1	77.8
大分県知事	12													12	7		1	4			100.0
宮崎県知事	6	4												2				2			33.3
鹿児島県知事	7													7	5			2			100.0
沖縄県知事	21	5												16	13		1	2			76.2
合計	896	153												743	564		78	98		3	82.9
(割合)	(100)	(17.1)												(82.9)	(62.9)		(8.7)	(10.9)		(0.3)	
北海道教委	7	1												6	6						85.7
青森県教委	6													6	6						100.0
岩手県教委	2													2	2						100.0
宮城県教委	—													—	—						—
秋田県教委	2	1												1	1						50.0
山形県教委	23	13												10	9			1			43.5
福島県教委	2													2	1			1			100.0
茨城県教委	9													9	7		2				100.0
栃木県教委	6	5												1				1			16.7
群馬県教委	2													2	2						100.0
埼玉県教委	4	4																			0.0
千葉県教委	3	1												2							66.7
東京都教委	28	10												18	15		1	1		1	64.3
神奈川県教委	23													23	23						100.0
新潟県教委	20	8												12	10		2				60.0
富山県教委	7	7																			0.0
石川県教委	5	2												3				2		1	60.0
福井県教委	2	2												2			1	1			100.0
山梨県教委	8													8	8						100.0
長野県教委	11	10												1			1				9.1
岐阜県教委	2	1												1	1						50.0
静岡県教委	151	5												146	120		11	15			96.7
愛知県教委	9	2												7	4		3				77.8
三重県教委	10													10	8			2			100.0
滋賀県教委	1													1	1						100.0
京都府教委	9	2												7	6			1			77.8
大阪府教委	16	1												15	9		4	2			93.8
兵庫県教委	4													4	4						100.0
奈良県教委	1	1																			0.0
和歌山県教委	1													1				1			100.0
鳥取県教委	6													6	6						100.0
島根県教委	5	4												1	1						20.0
岡山県教委	5													5	5						100.0
広島県教委	16	15												1				1			6.3
山口県教委	11													11	11						100.0
徳島県教委	2	1												1				1			50.0
香川県教委	4													4	3		1				100.0
愛媛県教委	4	3												1			1				25.0
高知県教委	1													1							100.0
福岡県教委	15	13												2	1			1			13.3
佐賀県教委	7													7	6			1			100.0
長崎県教委	3	2												1	1						33.3
熊本県教委	8	2												6	6						75.0
大分県教委	11	11																			0.0
宮崎県教委	1													1				1			100.0
鹿児島県教委	10	3												7	6			1			70.0
沖縄県教委	14	2												12	8		1	3			85.7
合計	497	130												367	299		29	37		2	73.8
(割合)	(100)	(26.2)												(73.8)	(60.2)		(5.8)	(7.4)		(0.4)	

資料 26 公務員制度改革大綱（抄）

〔平成13年12月25日〕
閣 議 決 定

3 適正な再就職ルールの確立

(3) 公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

(4) 再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

資料 27 公務員制度改革大綱に基づく措置について

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
 公益法人等の指導監督等に関する
 関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）記Ⅱ 3（3）「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成 14 年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

- 1 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - (1) 各役員の常勤・非常勤の別
 - (2) 国家公務員出身者である役員についてはその最終官職（官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。）
 上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
- 2 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。
 - (1) 役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - (2) (1) の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。
 また、各府省においては、(1) の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。
- 3 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）については、2 の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - (1) 常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導すること。
 - (2) 役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定（「特種法人等の役員の給与・退職金等について」平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること。